



長野県報

12月8日(木)
平成28年
(2016年)
第2832号

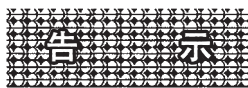
目次

告示

長野県豊かな水資源の保全に関する条例に基づく水資源保全地域の指定(水大気環境課).....	1
公共測量の実施(2件)(建設政策課).....	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課).....	2

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(県民協働課).....	2
特定調達契約に係る一般競争入札(産業政策課).....	3
大規模小売店舗舗設地法第6条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧(13件)(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室).....	4
肥料取締法に基づく肥料の登録(農業技術課).....	10
肥料取締法に基づく肥料の登録の有効期間の更新(農業技術課).....	11
土地改良区役員就退任の届出(農地整備課).....	11
土地改良区連合役員就退任の届出(農地整備課).....	11
開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課).....	12



長野県告示第648号

長野県豊かな水資源の保全に関する条例(平成25年長野県条例第11号)第9条第1項の規定により、次の区域を水資源保全地域として指定します。

平成28年12月8日

長野県知事 阿部守一

名称	区域
佐久市協和合の沢水資源保全地域	佐久市協和3490番5及び39から41までの区域
佐久市春日湯沢水資源保全地域	佐久市春日5908番7の一部及び287の区域

(関係図面は、長野県環境部水大気環境課、長野県佐久地方事務所及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供します。)

水大気環境課

長野県告示第649号

岡谷市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年12月8日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類
公共測量(基準点測量)
- 作業期間
平成28年11月14日から平成28年11月30日まで
- 作業地域
岡谷市

建設政策課

長野県告示第650号

茅野市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年12月8日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類
公共測量
上道線拡幅改良工事に伴う街区多角点復旧測量
- 作業期間

平成28年11月18日から平成28年12月22日まで

- 3 作業地域
茅野市

建設政策課

長野県木曾建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年12月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年12月8日

長野県木曾建設事務所長 市岡 進

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南木曾停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡南木曾町読書字大沢田3788番の5地先から 木曾郡南木曾町読書字町3903番の3地先まで	旧	4.6~6.5 m	0.1000 km
		6.5~16.3	0.0794
同 上	新	4.6~21.7	0.1000

道路管理課

長野県木曾建設事務所告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年12月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年12月8日

長野県木曾建設事務所長 市岡 進

- 1 路線名 南木曾停車場線
- 2 供用を開始する区間
木曾郡南木曾町読書字大沢田3788番の5地先から
木曾郡南木曾町読書字町3792番の2地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成28年12月8日

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年12月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年12月8日

長野県北信建設事務所長 荻野 厚

- 1 路線名 403号
- 2 供用を開始する区間
下高井郡木島平村大字上木島字糠平4502番の1地先から
下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字打越10188番の3地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成28年12月9日午後5時

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年12月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年11月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人水力発電推進隊
- 3 代表者の氏名
坂口 正一
- 4 主たる事務所の所在地
松本市寿北7丁目6番Q-103号 市営住宅
- 5 定款に記載された目的

この法人は、農山漁村又は中山間地域に対して、再生可能エネルギー固定買い取り制度による水力発電事業を提案し設置・運転までの補助を行い、自治会及び住民に恒久的財源を確保する事により、地域の振興に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年12月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年11月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人和田のあしたを考える会
- 3 代表者の氏名
中村 勤次
- 4 主たる事務所の所在地